

告 示 第 1 号

令和7年8月5日

フェスタまつもと実行委員会

委員長 高橋 直行

共に創る松元地域活性化推進委員会

会長 内 道雄

「フェスタまつもと」及び「まつもと まるっとマルシェ」広報宣伝・ステージ運営・会場設営等業務委託に係る企画提案競技の実施について（告示）

「フェスタまつもと」及び「まつもと まるっとマルシェ」広報宣伝・ステージ運営・会場設営等業務委託に関し、下記のとおり企画提案競技を実施するので告示します。

なお、この企画提案競技に参加しようとする者は、下記要領により企画提案競技参加申込書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 企画提案競技参加資格要件

この企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市に本社又は主たる事務所を有し、定款等にイベント運営業務等を行う旨が記載されている法人であること。
- (3) 告示の日前2年間において、300万円以上のイベントのテレビ広報・広告またはイベント運営等の受託実績があること。
- (4) 納期の到来している鹿児島市税を完納していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (6) 参加申込時点において、鹿児島市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく

入札参加除外措置を受けていないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (9) 企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

2 企画提案競技参加申込書の提出要領

(1) 受付期間

令和7年8月7日（木）から8月26日（火）まで

(2) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合：土曜日及び日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合：令和7年8月26日（火）午後5時15分までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(3) 提出書類

ア 「フェスタまつもと」及び「まつもと まるっとマルシェ」広報宣伝・ステージ運営・会場設営等業務企画提案競技参加申込書（様式1）

イ 会社定款

ウ 会社概要

エ 鹿児島市の市税納税証明書（告示日以降発行のものに限る、写し可）

オ 直近の営業年度の決算書の写し（財務諸表等）

※参加申込時点において鹿児島市業務委託等入札参加有資格者名簿に登録されている者は、エ及びオの提出を省略することができる。

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出先

〒899-2792

鹿児島市上谷口町2883番地

共に創る松元地域活性化推進委員会事務局

（鹿児島市松元支所総務市民課地域振興係：松元支所2階）

電話 099-278-2111

(6) 注意事項

本企画提案競技の参加に際しては、別に定める別に定める「フェスタまつもと」及び「まつもと まるっとマルシェ」広報宣伝・ステージ運営・会場設営等業務委託契約に係る企画提案競技実施要領を確認すること。

3 その他

本企画提案競技実施要領、提出様式については、鹿児島市のホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができます。